

二〇一五年患者紹介ガイド

八月中旬刊行に向けて

『患者紹介ガイド』は、病診連携を進める上で必要な病院情報の提供を目的として一九八七年に発刊しました。その後毎年改訂を重ね、現在は医療機関や介護事業所間の連携の一助として、会員の先生方や医療機関スタッフの方をはじめ介護や行政の現場にいたるまで幅広く活用いただいております。

また二〇一〇年版より、県内の全診療所(内科・歯科)を対象にアンケートを実施し、在宅での療養を希望する患者への往診、訪問診療に対応できる診療所を紹介した「往診・訪問診療 対応医療機関リスト」を作成しています。

主な診療科	往診	訪問診療	在宅で対応可能な医療						
			在宅療養	褥瘡	認知症	人工肛門	褥瘡ケア	看取り	
内科・小児科	○	○	○	○	○	○	○	○	○
内科	○	○	○	○	○	○	○	○	○

  

歯科の項目	在宅で対応可能な医療				訪問歯科衛生指導
	歯石除去・フッ素塗布指導	歯周病の治療	むし歯の治療	訪問歯科衛生指導	
	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○

もチェックをお願いします。ガイドへの掲載希望の先生は必ず回答を。アンケート用紙は六月中旬下旬にかけてお送りする予定です。ご回答いただいた医療機関について『ガイド』に掲載させていただきます。『ガイド』への掲載を希望される先生は必ずお答えいただきますようお願いいたします。今回改訂版も先生方や医療・福祉関係者の方々により活用しやすい『ガイド』を目指して編集を進めていきます。今回改訂版の発刊に向け、ご意見やお気づきの点などがありましたら、保険医協会までご意見を寄せてください。



例年春先に行なわれる公的病院の人事異動を反映させ、今年も八月中旬の刊行に向けて編集作業を進めています。

往診・訪問診療対応医療機関リスト 作成のためのアンケートをお送りしています

『患者紹介ガイド』に掲載する「往診・訪問診療対応医療機関リスト」作成のためのアンケートを、歯科は6月19日に送付し、内科は6月25日に送付しています。ぜひリスト作成のアンケートにご協力をお願いします。

お問い合わせは 富山県保険医協会 TEL 076-442-8000

経営・税務 電話相談 11

結婚・出産・子育て 資金の一括贈与制度

◆ 孫が結婚することになったため、まとまった金額を贈与してやりたいと考えています。孫に結婚や出産のためのお金を贈与した場合、贈与税が非課税になる制度が新しくできたと聞きました。ポイントを教えてください。

(橋本) 平成27年度税制改正により、金融資産を持っている高齢者から若者世代へ資金を移し、経済の活性化や少子化の解消につなげようと、「結婚・出産・子育て資金の一括贈与非課税制度」が創設されました。

この制度は、祖父母や両親から、20歳以上50歳未満の子や孫の結婚・出産・子育てに充てるための費用を贈与した場合に、一人1,000万円(結婚費用は300万円)まで贈与税がかかりません。結婚(結婚式・披露宴・新居の家賃・引っ越し代)、出産(不妊治療も含む妊娠・出産費用)、子育て(医療費、保育料)は対象となりますが、新居の家具や家電、ベビー用品は対象なりません。

注意してほしい点としては、受贈者が50歳に達した場合に残高があると、その残高の贈与があったものとして受贈者に贈与税が課税されます。また、贈与者が死亡した時点で贈与資金が残っていると、その贈与資金は相続財産にカウントされ相続税の対象となります。

一般的に結婚などにかかる費用を祖父母や両親が支払っても、原則、贈与税は課税されません。その都度、資金を贈与することもできます。他にも贈与については税制優遇制度がありますので、ご自身と家族の状況などを踏まえて事前にしっかり検討して下さい。

●協会では顧問弁護士・顧問税理士による「無料個別相談」を行っています。事務局が双方の都合のよい日時を調整します。ご希望の方は遠慮なくお電話ください。

回答者 協会顧問税理士 橋本 邁

歯科「個別指導・監査」講習会 (その2) ② 指導でよくチェックされる項目



東京歯科大学 社会歯科学講座准教授 四家 秀雄 先生

個別指導で指摘されることが多い項目、自主返還に繋がりがやすい項目を解説します。場合により自主返還項目が多いと再指導とされることがあります。 歯周治療後の補綴治療 歯周治療後に補綴治療に入るのが原則ですので、例えば補綴後に「仕上げ」のような形でスクリーニングの算定が出てくるといったことがないようにして下さい。 歯周外科など、補綴と同時進行する場合はありますが、順序が逆になることはありません。 ①「ブリッジと冠の連結」 請求上は567番のブリッジと4番の鑄造冠は分かれていたのに、納品書では一体になっているという事例があります。技工所が知らずに納品書に一体のものとして記載してしまっている場合がありますが、指導では主治医の責任が問われますので、しっかりと管理いただきたい

個別指導では重篤的にチェックされている箇所です。 なおブリッジの除去にあたり、連結部分を全て切断しているレセプトが見受けられます。もちろん必要があれば算定できますが、これが頻繁だと果たして実態どおりなのか疑われる恐れがあります。 加圧根充後のレントゲン 加圧根充処置の算定がある場合、レントゲン撮影がされているか、撮影のポイントがずれているか、鮮明に写っているか、カルテに

所見が書いてあるか、といった箇所がチェックされます。 歯周治療後の補綴治療 歯周治療後に補綴治療に入るのが原則ですので、例えば補綴後に「仕上げ」のような形でスクリーニングの算定が出てくるといったことがないようにして下さい。 歯周外科など、補綴と同時進行する場合はありますが、順序が逆になることはありません。 ①「ブリッジと冠の連結」 請求上は567番のブリッジと4番の鑄造冠は分かれていたのに、納品書では一体になっているという事例があります。技工所が知らずに納品書に一体のものとして記載してしまっている場合がありますが、指導では主治医の責任が問われますので、しっかりと管理いただきたい

請求内容と技工指示書・納品書の不一致 歯科の個別指導において最も「事故」に繋がりがやすいのが歯冠修復・欠損補綴です。指導では、請求内容と技工指示書・納品書の不一致から疑義が生まれることが多々あります。以下は実際の事例です。 ①「ブリッジと冠の連結」 請求上は567番のブリッジと4番の鑄造冠は分かれていたのに、納品書では一体になっているという事例があります。技工所が知らずに納品書に一体のものとして記載してしまっている場合がありますが、指導では主治医の責任が問われますので、しっかりと管理いただきたい

歯科「個別指導」開示情報検討会

～今年の指導の実施状況と昨年の結果～  
とき 6/29(月) PM 7:30~9:30  
ところ 富山電気ビル 202号室  
参加対象 会員および会員医療機関のスタッフ

②「義歯のバー」 義歯の屈曲バー(金バー)が多数算定されているのですが、納品書を確認したところ、実際は金バーではなく不銹鋼のバーが使われているという事例がありました。このときは金バーと不銹鋼のバーの差額が自主返還となりました。 \* \* \*